明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（六七）　三
○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（六八）　四
○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（六九）　五
〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（一七五）　七
○保険法の施行期日を定める政令（一七六）　八
○特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七七）　八
○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七八）　八
○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七九）　八
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　八
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　一〇
○銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務六）　一〇
〔省　令〕
○株式会社日本政策投資銀行が受ける資本金額の増加の登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（財務五一）　一三
○株式会社日本政策投資銀行に交付される国債の発行等に関する省令（同五二）　一三
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令（同五三）　一三
〔告　示〕
○顧客区分管理信託について保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関等を指定する件（金融庁三五）　一三
○銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の三第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の九第一項第一号イ及びハ(1)に規定する格付を指定する件及び銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号ハ、第二十条の三第一項第一号ハ、第二十条の六第一項第一号ハ及び第二十条の九第一項第一号ハの規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を指定する件の一部を改正する件（金融庁・財務三）　一四
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件（財務二一二）　一四
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十年度平成二十一年四月分）（財務省）　一七
国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十一年四月分）（同）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　二〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　六七
会社その他
会社決算公告　六七

本号で公布された法令のあらまし

◇株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（法律第六七号）（財務省）

1　政府は、平成二四年三月三一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に出資することができることとした。（附則第二条の二関係）

2　政府は、平成二四年三月三一日までの間、危機対応業務を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付することができることとし、当該国債の償還及び返還の手続等を定めることとした。（附則第二条の三～第二条の六関係）

3　政府は、その保有する会社の株式について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分することとした。（附則第二条、改正法附則第三条及び第四条関係）

4　政府は、平成二三年度末を目途として、1の出資の状況等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとし、それまでの間、3の株式の処分をしないこととした。（改正法附則第二条関係）

5　この法律は、公布の日から施行することとした。